

令和7年度第2回沖縄県国民健康保険運営協議会

次 第

日時：令和8年1月28日（水）14:00～16:15

場所：沖縄県庁6階 第2特別会議室

1 開会

2 沖縄県保健医療介護部長あいさつ

3 議事

(1) 報告事項

ア 令和8年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果

イ 令和8年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算案の概要

ウ 沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）に基づく令和6年度PDCAの実施について

エ 沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）中間見直しに係るスケジュール案

(2) その他（情報提供）

ア 沖縄県市町村国保の現状（令和5年度事業実績）

4 閉会

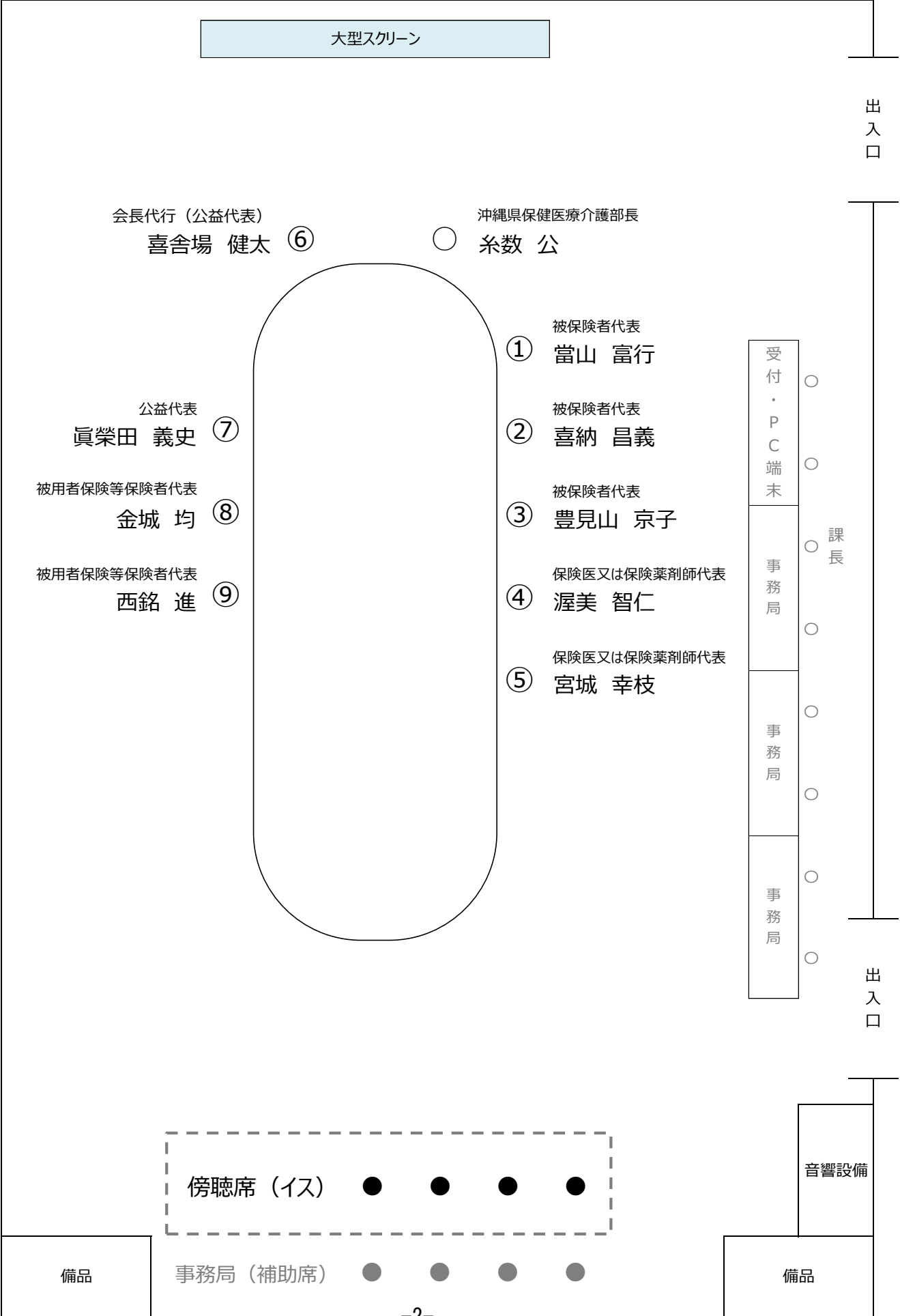
【配付資料】

1	次第	P1
2	配席図	P2
3	沖縄県国民健康保険運営協議会 委員名簿（第3期）	P3
4	沖縄県国民健康保険運営協議会 概要	P4
5	参考資料1 国民健康保険法（抄）、国民健康保険法施行条例（抄）	P5
6	参考資料2 沖縄県国民健康保険運営協議会運営要綱	P6
7	参考資料3 沖縄県国民健康保険運営協議会傍聴要領	P7
8	参考資料4 沖縄県情報公開条例（抄）	P8～11
9	資料1 令和8年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果	
	資料1－2 令和8年度国民健康保険事業費納付金等の算定方法について（参考）	
10	資料2 令和8年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算案の概要	
11	資料3 沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）令和6年度PDCAの実施結果	
	資料3－2 沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）ロジックモデル	
12	資料4 沖縄県国民健康保険運営方針（第3期）中間見直しに係るスケジュール案	
	資料4－2 保険料（税）水準の統一について	
13	資料5 沖縄県市町村国保の現状（令和5年度事業実績）	

令和7年度第2回沖縄県国民健康保険運営協議会 配席図

日時：令和8年1月28日（水）14:00～16:15

場所：沖縄県庁6階 第2特別会議室



令和7年11月27日現在

沖縄県国民健康保険運営協議会 委員名簿（第3期）

令和6年12月20日～令和9年12月19日

	氏名	所属団体・現職等	代表区分
1	とうやま とみゆき 富山 富行	恩納村国民健康保険運営協議会 委員	被保険者
2	き な まさよし 喜納 昌義	西原町共同募金委員会 監事	
3	とみやま きょうこ 豊見山 京子	宮古島市国民健康保険運営協議会 委員	
4	てるや つとむ 照屋 勉	一般社団法人沖縄県医師会 常任理事	保険医 又は 保険薬剤師
5	あつみ ともひと 渥美 智仁	一般社団法人沖縄県歯科医師会 社会保険委員会 委員	
6	みやぎ ゆきえ 宮城 幸枝	一般社団法人沖縄県薬剤師会 常務理事	
7	(会長) おそぐち こういち 瀬口 浩一	国立大学法人琉球大学国際地域創造学部 教授	公益
8	(会長代行) きしやば けんた 喜舎場 健太	公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団 専務理事兼事務局長	
9	まえだ よしふみ 眞栄田 義史	公益社団法人沖縄県看護協会 「看護おきなわ健康21委員会」委員長	
10	きんじょう ひとし 金城 均	全国健康保険協会沖縄支部 支部長	被用者保険等 保険者
11	にしめ すすむ 西銘 進	健康保険組合連合会沖縄連合会 事務局長	

沖縄県国民健康保険運営協議会について

令和7年4月

1 設置の経緯

- 高齢化の進展や高度な医療の普及等により医療費の増大が見込まれる中、持続可能な医療保険制度の構築を目的として、医療保険制度改革が行われ、その関連で国民健康保険法の一部が改正された。
- 当改正により、平成30年度から都道府県も市町村と共に国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体として国保運営の中心的役割を担うこととされ、国保事業の運営に関する重要事項を決定することとなった。
- そのため、平成30年度以降の国保の運営方法について審議する必要があることから、都道府県に国民健康保険の運営協議会を設置することとされた(改正国保法 § 11①)。

2 主な審議内容

- 国保事業の運営に関する事項で都道府県が処理するもののうち、以下の事項について審議(改正国保法 § 11①)
 - ・ 国保事業費納付金の徴収(保険料算定)
 - ・ 国保運営方針の策定(3年ごとに見直し)
 - ・ その他の重要事項(運営方針に基づくPDCAの報告等)

3 委員

【定数】(国保法施行条例 § 4)

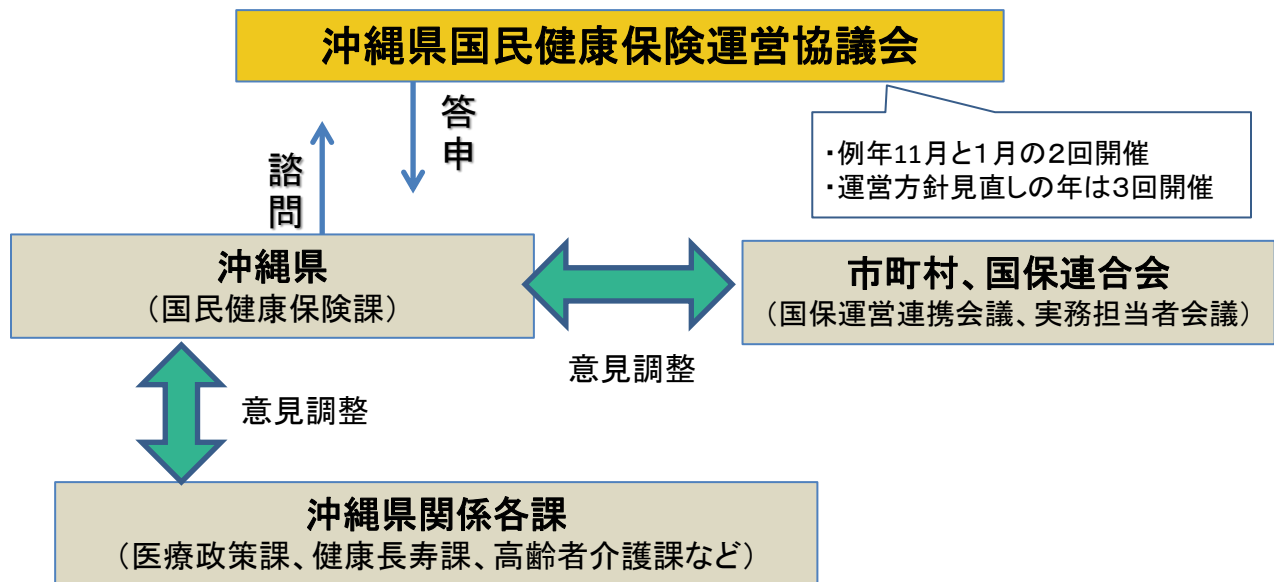
- 11名
 - ・ 被保険者代表 3名
 - ・ 保険医又は保険薬剤師代表 3名
 - ・ 公益代表 3名
 - ・ 被用者保険等保険者代表 2名

【会長】(国保法施行令 § 4)
公益を代表する委員から選出

【任期】(国保法施行令 § 3)

- 3年
- ※補欠の委員の任期は、前任者の残任期間

4 運営方針等審議体制



○国民健康保険法

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

○国民健康保険法施行令

(会長)

第4条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○国民健康保険法施行条例

(協議会の名称)

第3条 法第11条第1項の規定により設置された国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、沖縄県国民健康保険運営協議会（次条において「協議会」という。）とする。

(協議会の委員の定数)

第4条 施行令第2条第5項の規定により条例で定める協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

○国民健康保険法施行条例施行規則

(協議会の委員の任命等)

第2条 条例第3条に規定する沖縄県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員は、知事が任命する。

2 協議会の委員は、再任されることができる。

3 協議会の会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 協議会の会議は、会長が招集し、条例第4条各号に掲げる委員がそれぞれ1人以上出席し、かつ、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

7 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 協議会の庶務は、保健医療介護部国民健康保険課において処理する。

9 その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

沖縄県国民健康保険運営協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法施行条例施行規則（沖縄県規則第45号。以下「施行規則」という。）第2条第9項の規定に基づき、沖縄県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(開催通知)

第2条 会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ開催の日時、場所及び付議する事項を委員に通知しなければならない。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

2 委員が招集に応ずることができないときは、あらかじめ協議会の庶務を行う沖縄県保健医療介護部国民健康保険課へその旨を届け出なければならない。

(委員欠席の取扱)

第3条 委員が協議会の会議に出席できないときの代理出席はこれを認めない。

2 委員が協議会の会議に出席できないときは、あらかじめ通知のあった事案について文書をもって意見を述べることができる。

(会議の公開)

第4条 協議会の会議は公開とする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、会長は協議会の会議に諮り、当該会議を公開しないことができる。

(1) 協議会において、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条各号に定める不開示事由に該当する情報に関し審議等を行う場合。

(2) 会議を公開することにより、協議会の公正かつ円滑な運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合。

(公開の手續)

第5条 前条の規定による公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行い、会場には一定の傍聴席を設けるものとする。

2 前項の場合における必要な手續等については、会長が別に定める。

3 協議会の会議の開催にあたっては、あらかじめ、県ホームページへの掲載等により周知を行うものとする。

(議事録の作成)

第6条 会長は、協議会の議事について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、会長が指名する委員が署名するものとする。

(議事録の公開)

第7条 協議会の会議の資料及び議事録は公開するものとする。ただし、非公開又は一部非公開とした会議の資料及び議事録については、この限りではない。

2 前項に規定による公開については、県ホームページへの掲載により行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月27日から施行する。

沖縄県国民健康保険運営協議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 協議会の会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、傍聴受付名簿へ氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴に当たって守るべき事項

会議を傍聴される方は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為はしないこと。
- (2) 会議における言動に対して批評をし、又は拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、その他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等行わないこと。ただし、会長が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 会場において、携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (7) その他、会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為はしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 協議会を傍聴するに当たっては、係員の指示に従うこと。
- (2) 傍聴される方が、上記のことを守らないときは、注意し、なおこれに従わない場合は、退場していただく場合があること。
- (3) 協議会の会議中、会議の秩序が維持できなくなった場合や、緊急で公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合があること。

○沖縄県情報公開条例

平成13年10月23日条例第37号

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 省略

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報であつて、公安委員会及び警察本部長以外の実施機関が保有するもの

(5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア～オ 省略

第7条第6号 審議、検討等に関する情報

(6) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

- 1 本号は、審議、検討等情報の不開示情報としての要件を定めたものである。
- 2 本号は、行政における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損なわれないようにする観点から定めたものである。
行政における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされており、その間の行政における内部情報の中には、公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるもの、未成熟な情報が確定した情報と誤解され県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものがあり、これらの情報については不開示としたものである。

【解釈】

- 1 「県の機関」とは、県のすべての機関をいい、執行機関（知事、教育委員会、公安委員会等）、議会及びそれらの補助機関（職員）のほか、執行機関の附属機関も含むものである。
- 2 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）を指す。
- 3 「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の内部又は相互間」とは、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。
- 4 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は実施機関が開催する有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。
- 5 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」
公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。
例えば、審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やその家族に対し

て危害が及ぶおそれがある場合には、第5号等の他の不開示情報に該当する可能性もあるが、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、実施機関内部の政策の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該政策に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることのないようにする趣旨である。

6 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから、県として取引の規制が検討されている段階で、その検討情報を公にすれば、買占め、売惜しみ等が起こるおそれがある場合に、「県民の間に不当な混乱」を生じさせたりすることのないようにする趣旨である。

7 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

尚早な時期に情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合を想定したもので、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていなかった者が不利益を被ったりしないようにする趣旨である。

8 「不当に」

前記5、6及び7のおそれの「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。

予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断される。

9 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、実施機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意が必要である。

また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、県民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があれば、本号に該当し得る。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報

があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的
事実やこれに基づく分析等を記録したものであれば、一般的に本号に該当する可能性が
低いものと考えられる。

【運用】

本号に該当する情報は、次のようなものが考えられる。

- ・ 議決前の予算要求見積書、組織・機構編成過程文書
- ・ 庁内事務担当者会議の会議資料・会議録等
- ・ 生活保護法による生活扶助の特別基準の設定に関する協議中の文書
- ・ 大規模小売店舗関係調査文書、薬事経済調査
- ・ 公表前のラスパイレス指数変動分析調査資料
- ・ 公表前の地価公示価格及び叙勲受賞者名簿
- ・ 検討中の各種施策に係るデータ等で科学的知見が得られていないものなど、公にすることにより、県民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがある情報
- ・ 検討中の道路新線のルート等に関する情報
- ・ 各種計画策定前の検討・調整資料
- ・ 表彰候補者の内申
- ・ 予算見積書及び添付資料
- ・ 未発表の調査研究結果論文及び資料
- ・ 賃金等実態調査票
- ・ 県立学校入学試験問題の検討及び決定過程の資料